

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
西海市	旧西彼町地区(西彼北小集落)	令和4年3月25日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	205 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	168 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	84 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	29 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	46 ha
④地区内において今後中心経営体を引き受ける意向のある耕作面積の合計	16 ha
(備考)	

2 対象地区の課題

西彼北小集落は、現在基盤整備をすすめている既に実質化された人・農地プランの小迎南風崎地区に隣接する果樹をメインとした集落である。小迎土地改良区が中心となってみかん、いちご等を生産しているが、70歳以上の耕作者が全体の46.8%を占め、高齢化が進み後継者不足により5年、10年後に耕地が維持できるかが課題となっている。また、八木原郷大石地区から小迎郷別頭地区の広範囲にわたり、慢性的な水不足に悩まされており、ボーリングにより新たな水源を確保し、効率的にかんがい設備を整備する必要がある。
--

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

小迎土地改良区と隣接する小迎南風崎地区の担い手を中心とした定期的な会合や地区の農業委員の働きによって、後継者の定まっていない農地の情報を共有し、リタイヤが予想される前段階の機を逃さず、活きた農地の状態で地区内や近隣地区の担い手へ耕作についての提案などをすすめ、荒廃化を未然に防ぐ取り組みを行う。また、新規就農者の情報も農地中間管理機構と共有し、新たな担い手の発掘に努める。さらに、担い手支援センターとの連携を密にし、有力な新規就農先候補となるよう、受入れ態勢の強化を図る。
--

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>○農地中間管理機構の活用方針 将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。 中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。</p>
<p>○鳥獣被害防止対策の取組方針 地域による鳥獣害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや捕獲体制の構築等に取り組む。また、近年は農家数の減少等により、補助に係る件数要件を下回るケースも出てきており、補助条件の緩和を要望するとともに、地域経営体の中核を担う認定農業者に対するさらなる支援を働きかける。</p>
<p>○災害対策への取組方針 極端化する気候変動による干害、高温害等の被害防止のため、小迎土地改良区の畑地かんがい施設の維持管理などに取り組むとともに、大石地区から別頭地区にかけては、かんがい施設の整備・更新を進める。</p>
<p>○スマート農業への取組方針 作業の省力化、及び品質向上・安定を図るため、スマート農業を積極的に導入する。また、これにより就農促進・離農抑制を図る。</p>
<p>○小規模基盤整備への取組方針 西彼北小集落は丘陵地が多く、段々畑の解消や園内道の整備等、各農家単位で基盤整備が必要となる場合が多い。これらを支援するため、行政に対し補助率の拡大等を働きかける。</p>
<p>○施設・設備の更新への取組方針 農業を明日につなげるため、また、今後スマート農業の導入を進めるためには、施設・設備の更新は不可欠であるが、多額の費用を伴う。市独自の補助金の創設等、支援の充実を働きかけ、更新の促進を図る。</p>
<p>○労力支援への取組方針 過去には「農援隊」など、農業者の相互支援の仕組みがあったが、現在は機能していない。行政やJA等関係各機関と協議しながら、時代に即した支援の仕組みを構築したい。</p>

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
計	38 人		55.38 ha		71.91 ha	